

毎週火、金曜日発行（但休日には翌日）  
昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

# 鳥取県公報

## 目 次

- ◇規則 消費生活協同組合法施行細則の一部改正  
鳥取県立公共職業補導所規程の一部改正
- ◇告示 鳥取県税条例による関係書類等の改正  
建設業者の登録  
身体障害者福祉法による医師の指定取消  
身体障害者福祉法による医師の指定  
母樹林の指定  
土地改良事業計画の縦覧  
土地改良区役員の退任及び就任  
建築代理業者の登録  
建設業者の変更登録  
自衛官の第二次募集の試験期日等
- ◇教委告示 臨時教育委員会の招集
- ◇公安告示 聴聞会の開催

## 規 則

消費生活協同組合法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

昭和三十年十月十八日

鳥取県知事 遠 藤 茂

### 鳥取県規則第五十号

消費生活協同組合法施行細則の一部を改正する規則

消費生活協同組合法施行細則（昭和二十三年十月鳥取県規則第七十三号）の一部を次のように改正する。

第六条第一項中「又は市長」を「又は福祉事務所長」に改め、同項に次の但書を加える。

但し主たる事務所の所在地が、鳥取市、倉吉市又は米子市であるものにあつては、それぞれ東部福祉事務所長、中部地方事務所長又は西部地方事務所長を経由しなければならぬ。

第六条第二項中「又は市長」を「又は福祉事務所長」に改める。

## 附 則

(表)

狩獵者税申告書

証紙ちよふ欄

免許番号

免許の種類

税額

摘要

上記のとおり申告します。

昭和 年 月 日

住所

職業

氏名

鳥取県知事

殿

この規則は、公布の日から施行する。

鳥取県立公共職業補導所規程の一部を改正する規則をここに公布する。

昭和三十年十月十八日

鳥取県知事 遠 藤

茂

鳥取県規則第五十一号

鳥取県立公共職業補導所規程の一部を改正する規則

鳥取県立公共職業補導所規程（昭和二十七年八月鳥取県規則第六十九号）の一部を次のように改正する。

第二条に次の但書を加える。

但し、知事は、別表に定めるものの外、臨時補導種目を設けることができる。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

告 示

鳥取県告示第五百十号

鳥取県税条例（昭和二十九年五月鳥取県条例第二十九号）第二百二十八条の規定により、証紙をちよう付すべき関係書類並びに証明書の様式を次のとおり定め、昭和二十九年鳥取県告示第五百十三号は廃止する。

昭和三十年十月十八日

鳥取県知事 遠 藤

茂

鳥取県告示第五百十一号

建設業法（昭和二十四年法律第百号）第八条の規定により、次のように、建設業者登録簿に登録した。

昭和三十年十月十八日

鳥 取 県 知 事 遠 藤 茂

登録番号	登録年月日	商号又は名称	おもな営業所の所在地	申請者氏名
鳥取県知事登録 (に)第三九五号	昭和三十年 九月十四日	中 田 組	八頭郡家町大字万代寺二	中 田 金松
" 第三九六号	" 十五日	開 地 建 設	" 堀 越	河 瀬 外左
" 第三九七号	" 二十日	白 兔 興 業 所	気高郡鹿野町大字鹿野六五〇	山 名 芳 太 郎
" 第三九八号	" 二十七日	田 辺 建 設 有 限 会 社	日野郡福栄村大字豊栄一七八	取 締 役 社 長 田 辺 鶴 一
" 第三九九号	" 三十日	株式会社 中尾水道工業所	鳥取市西町一三ノ一	中 尾 憲 義

鳥取県告示第五百十二号

身体障害者福祉法施行令（昭和二十五年政令第七十八号）第一条第二項の規定により、昭和三十年九月三十日次のとおり指定を取消した。

昭和三十年十月十八日

診療科名	氏 名	住 所
外 科	谷 川 鎮 雄	気高郡宝木村
眼 科	田 中 俊 一	" 逢坂村
耳鼻いんこう科	溝 上 一 郎	八頭郡若桜町

(裏)

狩獵者税に関する証明願

申告者	住 所				職 業	
	氏 名				勤務先	
昭和 年分の所得について所得税法第11条の3から第12条の規定によつて控失格となつた者						
総所得金額		所得控除合計額		円		
農業を主たる生業とする者						
家族状況 (本人を含む)	氏 名	年 令	続 柄	職 業	摘 要	
所得状況	農業所得	給与所得	事業所得	その他の所得	合計総所得	
	円	円	円	円	円	
自農 作耕 する地	地 目	面 積	農業を専業としている		している していない	
	田	反 畝	農業を80%以上の自家		80%以上 80%以下	
	畑		労力で行うか			
	その他					
上記のとおり昭和 年分の所得税控除失格者であることを農業を専業としもつばら自家労力によつて証明する。						
昭和 年 月 日				印		

【注意】 該当しない事項は斜線で消すこと。

- 備考
1. 所得控除失格者の証明は税務署長又は市町村長の証明とすること。
  2. 農業を主たる生業とする者の証明については居住地の市町村長の証明をうけること。
  3. 所得税を納付する者、農業を専業としない者はこの証明は必要ありません。

内	科	劉	昭太郎	外	科	上	田	内	科	飯	岡	外	科	佐	野	内	科	赤	沢	外	科	山	本	内	科	平	野	外	科	松	本	内	科	村	上	外	科	寺	岡	内	科	小	谷	外	科	渡	辺	内	科	多	胡
		知	二			敏	明			公	尹			豊	毅			弘	彌			照	男			久	之			博	安			明	行			敏	行			仁	覺			三	金				

鳥取市三津 国立鳥取療養所内  
 米子市西倉吉町十六 立町二丁目六八  
 博愛病院内 加茂町一丁目一  
 八頭郡智頭町 大篠津一、一四  
 八頭郡智頭町 町立智頭病院内  
 岩美郡岩美町大字浦富 六四五町立浦富病院内  
 東伯郡三朝町 国立三朝療養所内

**鳥取県告示第五百十四号**

林業種苗法（昭和十四年法律第十六号）第三条第一項の規定により、母樹林として昭和三十年十月一日次のとおり指定した。

昭和三十年十月十八日

鳥取県知事 遠藤 茂

指定番号	所在地	樹種本数	所有者	母樹林別
鳥第 一七七号	西伯郡大山村大字今在家字西 林七三四 一七三五一	あか、 まつ 九十本	西伯郡大山 村	母樹林

**鳥取県告示第五百十五号**

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第四十八条第一項の規定により、別表のとおり土地改良区から新たな土地改良事業を行うことについての認可の申請があつたので、当該土地改良事業計画につき詳細な審査を行つた結果、当該申請を適当と決定した。よつて次のように縦覧に供する。

内	科	岸	田	外	科	村	川	内	科	山	本	外	科	片	山	内	科	桜	井	外	科	大	規	内	科	田	中	外	科	古	道	内	科	浦	野	外	科	酒	井	内	科	安	田	外	科	山	崎	内	科	笠	田	外	科	佐	々
		専	蔵			浩	正			貞	良			司	可			正	己			卓	郎			清	三			節	子			保	子			稔	稔			夫	夫			勇	勇			茂	茂				

東伯郡三朝町 岡山大学医学部附属病院三朝分院  
 西伯郡春日村 日野郡根雨町日野病院  
 鳥取市賀露町 鳥取市古市鳥取市民病院  
 鳥取市吉方県立中央病院  
 鳥取市西町鳥取赤十字病院  
 米子市加茂町 皆生国立米子療養所  
 彌生町米子鉄道病院

**鳥取県告示第五百十三号**

身体障害者福祉法（昭和二十四年法律第二百八十三号）第十五条第一項の規定にもとずき、身体障害者が診断をうける医師を昭和三十年十月六日次のように指定した。

昭和三十年十月十八日

鳥取県知事 遠藤 茂

指定診療科名	氏名	住 所
眼科	家原文子	米子市西町 鳥取大学医学部附属病院
整形外科	北岡宇一	米子市西町 鳥取大学医学部附属病院
外科	森崎邦夫	米子市西町 鳥取大学医学部附属病院
整形外科	上村 治	鳥取市西町鳥取赤十字病院内
外科	花房節哉	鳥取市古市一市立鳥取市民病院内
内科	荻野 通	鳥取市吉方二六五 県立中央病院内
外科	国頭昌一	鳥取市古市一市立鳥取市民病院内
内科	倉本信二	鳥取市吉方二六五 県立中央病院内

昭和三十年十月十八日

鳥取県知事 遠藤 茂

一 縦覧に供すべき書類の名称  
土地改良事業計画書の写

二 縦覧の期間

昭和三十年十月十九日から同年十一月七日まで

三 縦覧の場所

別表のとおり

四 異議の申立

利害関係人において公告にかかる決定に対して異議があるときは、縦覧期間満了後十日までに書面をもつて知事に申し立てること。

別表

土地改良区の名称

縦覧の場所

中私都村篠波土地改良区

八頭郡中私都村役場

日置谷

気高郡青谷町

国分寺

岩美郡宇倍野村

鳥取県告示第五百十六号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十項の規定により、土地改良区から次のように役員が退任及び就任した旨届出があつた。

昭和三十年十月十八日

鳥取県知事 遠藤 茂

退任した役員の名及び住所

羽合土地改良区

理事 故島 賢市 東伯郡羽合町大字長瀬

天野 重平

小林 駿太郎

三谷 隆次

佐野 信治

秋田 義治

河原 高明

椿 徳

磯江 一美

中井 賢太郎

大字南谷

大字田後

大字水下

大字久留

大字西宮

大字西宮

大字八幡

大字西宮

大字西宮

大字八幡

大字西宮

大字西宮

大字西宮

大字西宮

大字西宮

丹原井手土地改良区	理事	市原市平	東伯郡赤碓町大字勝田
本多正信	"	山下義春	大字下浅津
"	"	島田安夫	大字南谷
"	"	村岡為三郎	大字上浅津
"	"	梅田利康	"
"	"	前田俊治	東郷町大字門田
"	"	絹見健治	"
"	"	谷田二郎	倉吉市清谷
"	"	谷田義信	大字長江
"	"	仲倉吉藏	"
"	"	松井正義	大塚
"	"	上村金藏	東伯郡羽合町大字橋津
"	"	北村光太郎	大字上橋津
"	"	和田義信	大字上浅津
"	"	和藤義雄	大字長瀬
"	"	加藤義雄	大字田後
"	"	船崎六藏	大字上浅津

西村元次郎	"	小泉菊治	大字出上
"	"	山田吉藏	大字西宮
"	"	三谷実	大字西宮
"	"	松本鹿雄	大字赤碓
"	"	和田徳治	"
"	"	和戸文吉	"
"	"	羽戸文吉	"
"	"	上向鉄藏	大字西宮
"	"	徳岡收	大字八幡
"	"	永田為好	"
"	"	石賀市藏	大字竹之内
"	"	林原美佐男	大字赤碓
"	"	永田庄太郎	大字赤碓
"	"	松田武雄	大字出上
"	"	牧田收	大字竹之内
日吉津土地改良区	理事	富田常一	西伯郡日吉津村大字日吉津
清水隣平	"	"	"



長谷川 壽三  
長谷 武  
岡島 明好  
橋井 章一  
橋田 明道  
小山 善市  
山本 為愛

大字富吉

高井 唯之  
監事 山内 英明  
" 石川 武春  
大國村第一土地改良区  
理事 大前 勉  
監事 竹本 英一

大字日吉津  
西伯郡西伯町大字絹屋  
大字原

鳥取県告示第五百十七号

鳥取県建築代理業条例(昭和二十五年十二月鳥取県条例第五十五号)第六条第一項の規定により、鳥取県建築代理業者名簿に次のように登録した。

昭和十八年十月十八日

鳥取県知事 遠藤 茂

登録番号	登録年月日	本籍		事務所名称	業務管理者
		現住	所籍		
三五七	昭和三〇、一〇、一	米子市米原四九五	尾高町一〇九	杉本建築代理事務所	建築代理士 杉本 悟
三五八	"	東伯郡中山村字羽田井一四一八の六	森山建築事務所	一級建築士 森山 要蔵	

鳥取県告示第五百十八号

建設業法(昭和二十四年法律第百号)第十三条の規定による変更届につき、次のように建設業者登録簿に昭和三十年九月三十日変更登録した。

昭和三十年十月十八日

鳥取県知事 遠藤 茂

登録番号	登録年月日	商号又は名称	主たる営業所所在地	申請者氏名
鳥取県知事登録(は)第一九号	昭和二十八年十月十九日	(新)先本興業組 (旧)先本興業所	米子市両三柳一、一三七ノ二	先本喜一郎

鳥取県告示第五百十九号

自衛官(陸上、海上、航空)の増員並びに欠員補充に伴う昭和三十年度第二次募集の試験期日及び試験場を次のとおり決定したから、自衛隊法施行令(昭和二十九年政令第百七十九号)第百七十七条の規定により告示する。

昭和三十年十月十八日

鳥取県知事 遠藤 茂

一 試験日時及び試験場		試験場の位置		試験日時	
米子試験場	米子市両三柳	米子駐とん部隊	昭和三十年十一月一日	午前八時三十分から	
鳥取	鳥取市東町	鳥取北中学校	"	十一月三日	
倉吉	倉吉市仲町	成徳小学校	"	十一月六日	

